

松戸市立学校の教職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

松戸市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

松戸市教育振興基本計画に掲げる「子供たちが適切な教育を受け続けられる」環境を維持・向上させるため、教職員の「働き方改革」を具体的に推進する。

(2) 本市の現状

本市では、千葉県教育委員会が定めた「学校における働き方改革推進プラン」及び令和6年3月に定められた『「学校における働き方改革推進プラン」の改定について』に基づき、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の現状について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月40時間18分	42.42%	2.51%
中学校	月46時間25分	52.96%	15.33%
高等学校	月38時間13分	36.15%	7.68%

※時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で約42%、中学校で約53%、高等学校で約36%と多くなっている。業務効率化を図ることによって、教育職員が教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下の通りとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

令和11年度までに、以下の数値目標の達成を目指す。

- ①1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ②1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ①年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にする。【15.8日】
- ②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる。また、高ストレス者へは医師やカウンセラーとの面接を積極的に働きかける。
【8.7%】
- ③ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下とする。【82】
- ④教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(令和9年4月以降については、令和8年度中に千葉県教育委員会が策定予定の新計画を鑑み、本市の計画を改定する)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

《学校以外が担うべき業務》

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」**1** 関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間帯の設定を推進する。
- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」**2** 関係）

- ・放課後から夜間における見守りについては、少年センターが行っている見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」**3** 関係）

- ・学校徴収金のうち公会計化が導入済みである学校給食費以外は、物品またはサービスを取り扱う事業者から保護者が直接購入するなどの方法等についてさらに検討を重ねる。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整（「3分類」**4** 関係）

- ・児童生徒の地域行事への参加など、学校と地域の連携に伴う連絡調整等を、地域コーディネーターが中心となって行う体制の構築に取り組む。

⑤保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」**5** 関係）

- ・首長部局とも連携して直接苦情等に対応する窓口を設置すること及び、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備したこと等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制づくりを検討する。

《教師以外が積極的に参画すべき業務》

⑥調査・統計等への回答（「3分類」**6** 関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、令和9年度中に共同学校事務室を整備する。

- ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」**7** **8** 関係）
- ・ICT支援員が中心となり、AIの有効活用による資料作成等の効率化を推進するとともに、ウェブサイト、ICT機器、ネットワーク設備などの管理等の体制を構築する。
- ⑧学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」**9** 関係）
- ・体育館等の学校施設を地域住民等に開放する際は、職員への負担が最小限となるような体制を構築する。
 - ・学校プールの維持管理等について、民間事業者等への委託等、特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を検討する。
- ⑨校舎の開錠・施錠（「3分類」**10** 関係）
- ・職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を検討する。
- ⑩児童生徒の休み時間における安全への配慮、校内清掃（「3分類」**11** **12** 関係）
- ・各学校の実情に応じ地域や保護者の協力を得て、休み時間等の見守り、校内清掃の実施回数や範囲の合理化など、職員の負担軽減を促進する。
- ⑪部活動（「3分類」**13** 関係）
- ・令和13年度末までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、本市部活動ガイドラインに沿って適切に指導する。
 - ・高等学校における部活動の地域クラブ活動への移行に関しては、中学校段階に比べて広域から生徒を募集しているなどの高等学校の特性、生徒の発達段階や競技レベルも踏まえ、県立高等学校の動向を注視しながら検討する。

《教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務》

- ⑫給食の時間における対応（「3分類」**14** 関係）
- ・食に関する指導は担任と栄養教諭または学校栄養職員が連携し効率化を図る。
 - ・給食時における児童生徒の見守りは、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、校内での業務分担など、学級担任に負担が集中しない体制の構築を検討する。
- ⑬授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導の準備（「3分類」**15** **16** **17** **18** 関係）
- ・スクール・サポート・スタッフや校内支援スタッフ等を活用し、授業準備や採点作業、学校行事の準備、進路指導に関わる事務処理等の負担軽減を図る。
 - ・校務のDX化を推進するとともに、ICT支援員と連携し、AIや校務支援システム、自動採点技術等のデジタル技術の活用を推進し、各業務の事務負担を軽減する。
- ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」**19** 関係）
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への積極的な参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協同した支援体制を構築する。

- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材を学校へ配置する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って（小4以上は年間1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ③デジタル技術の活用により、校内決裁システムや文書管理などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」の項目に基づいたデジタル化を推進する。
- ④設置済みの勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を有効活用する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を受けるよう積極的に働きかける。
- ②11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③50人未満の学校も含め、ストレスチェックを継続し、実施後の集団分析結果等も活用して職場改善を推進する。
- ④既設の心身の健康問題についての相談窓口を積極的に活用することを促す。
- ⑤年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ⑥学校における定時退校日を週1日程度設定するよう推進し、夏季休業等の期間中に6日間、冬季休業中は年末年始の休日に加えて1日一斉閉校期間の設定を行う。
- ⑦早出遅出勤務制度、テレワークの導入については、県の動向を注視しながら引き続き検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、松戸市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

- (1) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、地域や保護者との情報共有、協議等も行いながら、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対し、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。